



平成 30 年 9 月 14 日
海上保安庁

フィリピン沿岸警備隊に対する法執行訓練を実施！

～海上保安庁モバイルコーポレーションチーム フィリピン派遣～

海上保安庁は、9月3日(月)から7日(金)までの間、フィリピン沿岸警備隊職員への技術指導のため、昨年10月に設立したモバイルコーポレーションチーム(MCT)職員2名を含む4名の海上保安官をフィリピンへ派遣し、日本政府から供与した巡視船搭載艇等を用いた高速小型艇操船のほか、制圧術及び立入検査に関する法執行訓練を実施しました。

1 日程等

- ・派遣期間：9月3日(月)から7日(金)まで (5日間)
- ・派遣先：マニラ(フィリピン)
- ・派遣者：MCT 職員等4名
- ・受講者：フィリピン沿岸警備隊職員 40 名

2 実施内容

- ・高速小型艇操船訓練
被疑船舶の進路を規制するための急旋回や被疑船舶を両側から挟み込む挟撃運動など、洋上での被疑船舶の捕捉を想定した訓練
- ・制圧術訓練
拘束した被疑者の身体捜検や連行など、船上における被疑者への対応を想定した訓練
- ・立入検査訓練
被疑船舶の立入検査において、銃器や薬物などの違法物発見のため船内を検索する訓練
- ・船舶維持管理指導
実際の高速小型艇の機関故障修理を通じた船舶維持管理についての技術指導

なお、本訓練には過去日本国内で海上保安庁の制圧術の指導者研修を受講したフィリピン沿岸警備隊のインストラクターが MCT の指導を支援する立場で加わり、連携して訓練を実施しました。

今後とも海上保安庁では、このような取り組みを通じ、他国海上保安機関との信頼関係の更なる深化を図るとともに、法の支配に基づく「開かれ安定した海洋」の維持・発展に貢献して参ります。

○ 実施の様様



高速小型艇操船訓練の状況



制圧術訓練の状況



訓練関係者集合写真